

# 兵庫県高等学校体育連盟ハンドボール部規約

## 第1章 名称および事務局

第1条 本部は兵庫県高等学校体育連盟ハンドボール部と名称する。

第2条 本部の事務局は理事会の推挙により置くこととする。

## 第2章 目的および事業

第3条 本部は兵庫県高等学校における特別活動、教育活動として、ハンドボール競技を愛好し、その競技を通じて体力、技能の向上とスポーツ精神の育成を行い、人格の形成を図ることを目的とする。

第4条 本部は目的達成のため、次の事業を行なう。

- 1 ハンドボール競技の普及、指導を奨励する。
- 2 ハンドボール競技に関する大会の企画・運営。
- 3 ハンドボール競技に関する諸種の調査・研究。
- 4 技術向上のための研究、研修などの企画・運営。
- 5 指導者育成のための研修会の開催。
- 6 その他、本部の目的遂行に必要な事業。

## 第3章 組織

第5条 本部は兵庫県高等学校体育連盟に加盟した高等学校ハンドボール部をもって組織する。

第6条 本部に所属するものは、兵庫県ハンドボール協会に加盟することを原則とする。

第7条 本部の運営を円滑に行なうため、支部と理事会を設け、事務処理上、係り、分掌を置く。

## 第4章 役員

第8条 本部に次の役員を置く。

- |        |     |         |     |          |     |
|--------|-----|---------|-----|----------|-----|
| 1 専門部長 | 1名  | 2 専門委員長 | 1名  | 3 副専門委員長 | 若干名 |
| 4 常任理事 | 若干名 | 5 理事    | 若干名 | 6 顧問     | 若干名 |
| 7 参与   | 若干名 | 8 監査    | 若干名 |          |     |

第9条 役員を選出については、次のとおりとする。

- 1 専門部長は連盟会長より委嘱されたものを推挙する。
- 2 専門委員長は改選前年度の理事会の互選により原案を作成し、新年度の理事会で承認、連盟会長が委嘱する。
- 3 副専門委員長は改選前年度の理事会の互選により原案を作成し、新年度の理事会で承認、連盟会長が委嘱する。
- 4 理事は各地区の推挙に基づき選出する。
- 5 監査は理事会の推挙により選出する。
- 6 顧問、参与は専門部長が委嘱する。

第10条 役員の任務は次のとおりとする。

- 1 専門部長は本部を代表し、本部を統括する。
- 2 専門委員長は専門部長を補佐し、理事会を統括する。
- 3 副専門委員長は専門委員長を補佐し、専門委員長が事故あるときは、その任務を代行する。
- 4 理事は本部の議案事項を審議し、その処理をする。
- 5 監査は本部の会計を監査する。
- 6 顧問は専門部長の喚問に応じる。

第11条 役員任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、補欠役員の任期は前任者の残任期間とする。

## 第5章 支部

第12条 本部に次の支部を置く。阪神・神戸・東播・丹有

第13条 各支部は支部顧問会等を構成し、支部の運営を円滑に行なう。

第14条 支部は支部長、支部委員長を選出すること。

第15条 支部長は連盟会長より委嘱されたものを推挙し、支部を代表し、支部を統括する。

第16条 支部委員長は地区の顧問総会の推挙に基づき選出し、支部長を補佐し支部の事務処理全般を統括する。

第17条 支部委員長および支部役員は、支部代表として、県の理事会に出席する。

## 第6章 委員会

第18条 本部に次の専門会を置く。(別表1)

第19条 常任理事会は、専門委員長、副専門委員長。総務部部长、競技部部长、審判長により構成する。

常任理事会は、理事会に提出する事項について議定するとともに、本部の事業実施の基本方針および理事会から委任された事項について審議、執行し専門部長が召集する。

第20条 理事会は次の内容について、円滑に運営、事務処理を行なう。

- 1 年間行事計画の企画および事務処理。
- 2 大会運営について企画および事務処理。
- 3 普及指導、強化対策、指導者養成等の企画。
- 4 渉外、広報等に関すること。

第21条 専門委員長は支部役員との重任は妨げることとする。

専門委員長の選出によって、その支部より支部役員を補充することを原則とする。ただし、副専門委員長はこの限りでない。

第22条 理事会の専門委員長は理事会を代表し、その会務を統括する。副専門委員長は専門委員長を補佐し、専門委員長の事故あるときはその任務を代行する。

## 第7章 事務分掌

第23条 本部に次の部門を置く。

総務、競技、審判、記録広報、強化普及、企画研究

第24条 各部門には次の内容について分掌する。

- 1 総務部 渉外および会計に関すること。
- 2 競技部 大会の計画、運営に関すること。
- 3 審判部 審判編成、審判員の派遣、審判員の育成に関すること。
- 4 記録広報部 報道、広報、記録の編集・保存に関すること。
- 5 強化普及部 競技の普及、選手の強化、指導者の育成に関すること。
- 6 企画研究部 競技および各大会、諸行事の企画・研究に関すること。

第25条 各部門の責任者は理事の互選で選出する。

## 第8章 顧問総会

第26条 顧問総会は本部の議決機関であって、毎年1回(県総体・監督主将会議)を開催し、専門部長が招集することができる。また、必要あるときは臨時総会を招集することができる。

第27条 顧問総会は加盟校の過半数の出席によって成立する。

第28条 総会の議事は出席する加盟校の議決をもって定め、可否同数のときは議長がこれを定める。

## 第9章 会議

第29条 理事会は本部の運営に関して重要事項を審議し、これを専門部長が招集する。

第30条 理事会は必要に応じて開催し、理事の過半数の出席によって成立する。ただし、同一の議事について招集するときはその限りでない。

第31条 理事会の議事は出席理事の過半数の議決をもって定め、可否同数のときは議長がこれを定める。

## 第10章 会計

第32条 本部の経費は加盟校の負担金、補助金等をもってあて、会計年度は毎年4月1日始まり、翌年の3月31日に終わる。

第33条 加盟校は兵庫県ハンドボール協会登録費を毎年5月末日までに納めることとする。

## 第11章 旅費

第34条 適用

- 1 県代表として県外出張を専門部長が承認した場合。
- 2 本部の代表として、県内役員会へ出席する場合。
- 3 理事会において必要と認めた場合。
- 4 大会運営上、人員として必要を認めた場合。
- 5 理事会への出席をする場合。

第35条 旅費の計算

- 1 通常の経路および方法で、最も経済的な行程に従って計算する。
- 2 旅費計算の起点は当該者の所属校とする。
- 3 宿泊費は実費とし、領収書に支出する。
- 4 出張日数は業務に必要な最低日数とする。

第36条 補足

- 1 本部以外から同一の出張目的により、旅費が支給される場合は、支給しないものとする。
- 2 本部の財政上、支給が困難な場合、理事会の決定に従うものとする。
- 3 その他、会計の内規に準ずる。

## 第12章 表彰

第37条 適用

- 1 当該年度の全国大会において3位以内の成績をあげた団体に授与する。
- 2 3期以上、専門部長および専門委員長をつとめ、本部の普及、発展に寄与したものに授与する。
- 3 理事会の推薦により、専門部長がこれを承認したものに授与する。

第38条 方法

- 1 表彰団体、および個人についてはその功績を讃え、専門部長より表彰状と記念品を贈呈する。
- 2 表彰は、新人大会の閉会式において行なうことを原則とする。
- 3 全国選抜大会については、次年度においてその成績を表彰するものとする。

第39条 補足

- 1 表彰の種類を敢闘賞（第37条-1適用）、功労賞（第37条-2適用）とする。
- 2 （第37条-3適用）については、名称を別に理事会の決定に従う。

### 第13章 附則

第40条 本部の規約施行に必要な諸内規は理事会において定める。

第41条 理事の数は下記のとおりとする。ただし、増減の必要なときは理事会の承認を獲て認められる。

	阪神	神戸	東播	丹有
理事	5	5	4～5	1

第42条 本部の目的または連盟の目的に違反する行為があったときは、理事会において審議する。

第43条 本部規約の変更は理事の3分の2以上の同意を経て変更することができる。

第44条 本規約は平成5年4月10日より実施する。

平成9年4月24日改定、平成20年5月12日改定。

(別表1) 兵庫県高等学校体育連盟ハンドボール専門部 組織表

部長

委員長

副委員長

副委員長

企画・研究

2名

記録・広報

2名

強化・普及

2名

審判

2名

審判長

副審判長

競技

3名

競技部長

総務

3名

総務部長

会計

※常任理事 委員長 副委員長 審判長 競技部長 総務部長